

長野県地球温暖化対策条例（仮称）要綱説明会議事録

日 時 平成17年11月25日(金)

午後6:30～午後8:15

場 所 東御市 東部人権啓発センター

3階会議室

事務局

(あいさつ 条例要綱についての説明)

それでは、これから質疑応答に入らせていただきますが、質疑のある方は挙手をしていただきまして、係の者がマイクをお持ちしますので、マイクを通して質疑をお願いいたしたいと思います。時間としましてはおおむね8時半までの1時間ちょっとの時間がございますので、どしどし意見をお寄せいただきたいと思います。

それでは質疑のある方、挙手をお願いいたします。

県 民

すみません。

条例制定の背景と趣旨という、一番最初の1ページにありますけれども、その中で京都議定書を計画が長野県としては目標に近づいていなくて、その対策として国が長野県だけではなくて、日本全国の県にもっと本腰を入れてそれぞれの地域で取り組みなさいというような、そういうものがあって、こういう条例ができたものなののでしょうか。

事務局

大きく、こういう政策、条例として排出削減を図ってくださいというアクションはございません。これは地球温暖化対策の推進に関する法律、俗に温対法というんですが、そこで地域推進計画を作ると策定できるという程度のもの、規定がございます。

それで策定しているところと、していないところがある。全国的にはまだほとんど手付かず。条例は例えば京都市が一番最初にやりまして、大阪府が通ったところ。今度京都府ということで、それぞれにやはり気持ちがあって問題を直視していきたいところが、そういったものを作っているということだと思います。

国は京都議定書目標達成計画という計画を作っています、その計画の推進が例えば産業界には経団連にお願いして、自主達成目標というのを作ってもらってやっております。ですから、強いて何とかという形はあまり取っていないというのは実態です。

県 民

京都議定書のことについてちょっとお聞きしたいんですが、2050年までに1990年を基準にして50%削減というような目安があるんですが、これはどんなようなことでこういう目標が出たのか、そしてこれを達成できないということになるとどうなるのか。

あるいはこれを、一応イメージをスローガンとして挙げているだけで、この背景と趣旨の中に環境と経済の両立というようなことが、基本的な考えとしてあると。例えばそれは相いれないものというような気がするんですが、経済のことを抑えてまで、環境を守ろうということじゃないよという意味なのか。

そして例えば経済、今ここのところ日本は10位ぐらいですね。不況の中にありまして、そして景気の回復というようなことを、こういうふう盛んに国の政策としてやっていたわけですけども、そういう分にはあまり環境というようなことが僕に聞こえてこなくて、例えばこちらの方のパンフレットを見させていただいた中で、CO₂を一番こういうふうに出している製造業、産業は、それから運輸というようなものは、ほんと非常に企業活動から出るものでございまして、家庭用のものは1割ちょっとぐらいのような感じなんです。

それで長野県の企業のそういう活動も、今の条例を見るとそういう削減の計画書を出させて、それで企業にそれを流していくというような感じに見えたのですが、日本全体の中でこういうことを国と一緒にそういうことを考えて、こういうふうにするのか、産業、特に経済と産業の中で、2050年になってこれが達成できない。今のこういう現状でいくと、とても達成できないような感じもするんですが、そういうときにはどうしようとするのか、そういったことをちょっと京都議定書のような性格として、要するにそういうポーズを取った方がいいというぐらいのものなのかという、そこら辺のところなんです。

事務局

すみません。減CO₂プランの3ページのところをご覧いただきたいと思っております。今もお話、あとの方の50%削減というのは、県の長期的な目標値になっておりまして、京都議定書の中では最近国際的にも2050年で50%削減というふうに言われるようになってきておりますけれども、京都議定書の第一約束期間、これは発行までの流れの下から4行目ぐらいにございます。

2008年から2012年というのが、アベレージなんです、ここが1990年対比で日本は-6%、これが第一約束期間と言われているものです。日本の約束してある6%削減、8%ちょっと増えていますけれども、そのベースとしてあるのは右側の表になります。これをご覧いただきますと、6%を達成するのに、下から3つ目のところの「森林吸収減」-3.9%。ですから、削減するの3分の2は、森林の吸収量をあてにしているというのが日本の考え方です。

その下に、京都メカニズムというものがございまして、これは簡単に言いますと、排出量の売買で何とかゲットしちゃおうと。国際的か国内か分からないんですが、3.9と1.6を足すと5.5で、温室効果ガスの削減目標というのは、結局その上のほうのからまでの中で、0.5%しかカウントしてないんですね。ですから日本とすれば、今、国の側だとすれば森林吸収源というところは3.9%相当なんです、昨年あたり農水省で試算してみると、管理された森林というのはせいぜい2.6%程度ぐらいしか見られない、がんばっても3.1%というような数字が出されています。

ですから大きく森林吸収源で、頑張ってきてもらって、京都メカニズムで買っちゃえば、第一約束期間にその量が達成できないと、第二約束期間が発生するとすれば、その足りない分を上乗せされるということになります。ですからもっと削減量が大きくなるということになってきまして、ものすごくきつくなっていくという事態が発生します。

ですからCO₂は環境税で2,400円だとかと言っていましたけれども、一説には国際的にトン3,000円だとか。だんだん難しくなってくれば、トン1万円になるとか、トン8,000円になるとかという噂は飛び交っていますけれども、そういうような形で今やっていくのは、こういう京都議定書の目標というよりは、人類が生き延びるためにやっていくというのがひとつあります。

先ほど環境と経済両立といった、そもそもこれの元がサステイナブル・ディベロプメントという、持続ある発展というんですか。そのための一つの手段ということになっておりまして、飢えて死ぬのか、温室効果で死ぬのか、人類が滅亡することを避けるというのを、最大の眼目にしていますので、もし温暖化でいくと、今度は強制的にCO₂の排出を抑えるということと、経済に打撃を与えるという声も将来的には考えられるかもしれません。

ただ、今、例えば産業革命以後、CO₂の濃度というのは100ppm増えた。ですから空気中で1万分の1です。なので、まだ大丈夫だろうという方がいらっしゃるかもしれません。ですから、そこまでの行為に出ないかもしれないですけども、その辺はやはり人類がこれからも生き延びていくためには、こういったことに留意して排出を削減していくという姿勢が必要だという趣旨だと思います。

そうでないと、先進国だけです。ロシアも排出の義務はありませんし、中国もありません。これの真ん中のところに、アメリカが一番大きくて、中国という丸いグラフがございます。これを見ていただきますと、アメリカは「おれはやめた」と、離脱してしまいました。中国には義務はありません。ロシアは0%です。この中で一番大きな排出量は日本です。そこに6%という義務があります。インドはありません。ドイツとかEU諸国は7%というのがありますので、日本が今一番苦しい状態に置かれていると思います。だから日本が頑張らないとだめなんだろうなということだと思います。

先ほどたぶん、右側の下の線のグラフをご覧になったと思うんですが、この運輸の中にマイカーも入っております。ですから、長野県の場合の運輸が多いというのはマイカーであって、民生(家庭)が21.6%で、全国より多くなっているのは、これは冬期間の暖房が大きなウェイトを占めているんじゃないかということ考えられています。

ですから産業は少ないんですけども、極端なことを言いますと、車と家庭の省エネ。もちろん産業界にも反映しなければいけないんですが、これを大きく皆さんのご協力の中で減らせるようになれば、素晴らしいことなのかなというふうに。

蛇足になりましたけれども。

県民

です。ちょっと触れていないところがあると思うんですが、答えが出ないところがあると思うんですが、なんで6%というのが出てきたかというのを聞いたと思うんです。

事務局

県の。国ですか。

県民

いやいや6%削減というのが、日本が6%削減という、ね。それは世界的から見て、どういう見方をしたか知らないけど6%になったんだけど、それは1990年基準年、それに基づくということですよ。それに基づけば6%、日本の場合、日本が負担する場合は6%やればいいということになってきていると思うんですよね。

あくまでも、10年に戻ろうと。エネルギーの消費を10年に戻そうと、そういうことなんですね。ですからエネルギーと消費量と経済、GNPは相関関係がありますよね。だけどそれは今までどおりやっていたらそうなっちゃうので、省エネ化のものを使うとか何とかして、経済は沈ませないけれどエネルギーは

減らそうと、そういう趣旨だと思っんです。それでいいんじゃないでしょうか。そういかないと、話としては。

じゃあ、ほかの件はいいでしょうか。この2ページの(4)、この文章を読むと何か楽観的な感じがしちゃうんですよ。この、「または他人からも供給される電気、もしくは熱」、これはどういうことを指すんでしょうか。こちら辺がよく分からない。じゃあ自分が出す熱というのが、そうするとそのまたの前のことを言うんでしょうか。こちら辺のところはもう少し、何とかさっと表示してこないと、これは読んでみて「さて何」。いろいろ想像しながら読んでいるんだけど、これはどういうものかちょっとお教えいただけませんか。

事務局

日本語の語呂があれかもしれません。言いたいのは、これは人の活動に伴って発生する温室効果ガスというものは、例えば何か燃やすと、二酸化炭素が空気中に出てまいります。あとは放出といえれば例えば電気冷蔵庫に使われていたフロンを、ホースをちょきんと切って出しちゃうというようなもの。あるいは腐食によって出てというのがひとつのくりになっています。

他人から供給された電気もしくは熱を使用することというのは、例えば中部電力から我々は電気を供給してもらっていますけれども、この電気の元にCO₂等はたくさん出ているということで、その電気とか熱もいただいている方もいらっしゃるけれども、そういうものと2つを「または」でつないでいる。事実その・・・。

県民

中部電力から買って、中部電力から供給したあと使っているわけだから、こちら辺のところは何かもっと1つの文ですらっといくんじゃないの、これ。何か知らないけど、取って付けたようであるぐる回ったみたいなの。

事務局

定義が、法律とかにあった部分とかありまして、また今のご意見をちょっと参考にして、なんかちょっと持って回ったような言い方では、確かに取れるかもしれませんがから。

県民

やった方がいいと思いますよ。

事務局

わかりました。検討させていただきます。

県民

それから、市町村はここに入らないと言ったけど、県は市町村を含んでいたと考えるんですよね。県は、市町村包括という考えでいくわけですよね。要するに県は、市町村は全部県の言うことを聞くのが当たり前だという、こういう考え方ですね。

そうじゃない。そうすると、さっき確か県と市町村が別だというふうにしちゃうとかね。

宮本委員

すみません。私は千曲市の温暖化対策地域協議会の代表として、この条例づくりに参画させていただいている宮本と申します。

それで今、ご意見をいただきました貴重な先ほどの前のことですが、またこれが完璧なものではございませんので、また委員会でよく検討させていただいて良いものにしていきたいと思っております。

それと県と市町村は、何度も事務局の方から言い足りなかったかもしれません

んけれど、対等の立場ということを念頭に置いているいろいろ作業をしていてもらっていると思います。

県 民

だけどそのときに、市町村とかという言葉は入ってこないわけだよね。軽自動車は別というか、市町村は市町村で。

県のやることは、市町村と一緒にだと、一心同体だと、そう書けばわかるんだけど、そうでなければ県と市町村は。

宮本委員

県も一事業者として扱う場合もございます。

県 民

ございましたっけ。するんでしょ。県と同じように。

事務局

県というのは県域の部分もありますし、20ページ一番上をご覧いただきたいと思います。ここで表の方に対象者ということで、県、市町村、県民、事業者としての県、市町村、滞在者及び旅行者という分けになっております。

今ありました、事業者としての市町村、事業者としての県と、行政としての県、市町村というのを分けているということでございます。行政としての市町村に義務、責務と課すことは県と市町村は対等だという考え方に基づいてできない。ただ排出事業者としての市町村というのは一事業者ですので、県の中にある市町村にあっては、この条例の規定の適用を受けるということで考えております。

県 民

そうですか。二重人格じゃないけど、そういうことを思っているわけね。

事務局

そうです。

県 民

そうすると、ここにいろいろあるんだけど、事業者とあるんだけど、この事業者という中には市町村も入っているんですね。何かそこだけ見ていくと、市町村を除いて県も除いて、あるいは事業といえば普通は民間を指すことが多いものだから、民間だったらこれやれよと。俺たちは見ていくみたいな感じを受けてしまうものだから、私はそういう行政などの言葉は分からないし、定義がわからないから言うわけですけどね。普通事業者と言ったら、民間のことを思いますよね。

県とか市町村が事業者というのは、ちょっと。そういうところもどうか。聞いているうちに、そういうことも含んで言っているんだなと分かったけど、これだけを素人が見たときには、県と市町村は関係ないのというふうに思ってしまうわけですね。

宮本委員

分かりづらいということですか。

県 民

分かりづらいね。これは、確かに法律とかいろいろあるかもしれないけど、普通の人の方がもっと分かりいいようにした方がいいと思いますよ、こういうのは。別にこれが法律になってやる気はないんだから、もっと分かりやすい言葉で、われわれ県民がある程度のレベルになれば分かるようにしておかないと、そういうことを考慮していただきたいと思いますね。

それとあとざっと見たときに、これはここで論議する問題じゃないかもしれ

ませんけども、24時間営業と事業所の規模というか、それには何か規定をするみたいというようなことがあったんですが、24時間やっただって小さいものはいくらやっただって、短時間だって大きく使うところはあるわけで、その規模というのはどの程度のことを想定しているんですか。工場じゃないかもしれませんけどね。

ただ別表にあるとか、どこかを見ればここで言う規模というのは、こういうものを指すんだよと。このくらい電力量を使うにものを指すとか、ガスを使うのも指すんだよと。そういうことがあるといいと思いますよね。そうしないと我々は言われたって、 が大きいのか小さいのかさっぱりわけが分からない。

事務局

おっしゃるとおりでございます、この条例の下には規則というのができあがります。従って資料の18ページの55番ございますけれども、この条例を要は運転していくためには、その下に細かい決まりをもう1つ作るわけです。その中に一定規模の事業者とはこういうものですよと、あの文章の中にいっぱい出てきます。

そういうものを例えば電力の消費量でいけば何kW以上とか、例えば車の保有台数によっても事業者の区分をしますので、例えば1,500台とか2,000台とかということが、その規則の中に出てきますので、それとつき合わせて見ていただけると分かるんですけど、条例だけ見るとちょっと規則に委任してありますので分からない部分が。

県民

。

事務局

それはまた、委員さん方にご検討をいただく予定になっております。

県民

じゃあ、私としてはそんなところです。

県民

それでは、私でいいですか。

御代田町からまいりました、 と申します。これは書いてあることは非常にいいことだと解釈しております。

ただそれを、ただいまの事業者、県民、県、皆さんが実際に実行していかなければいけないことだと私も感じています。それに対して、最終的にいつまでにこれを施行するということになるんでしょうけど、今現在、もう既に行われていますいろいろなものがありますよね。

例えば、なんと云えばいいのかわ、僕らがそれに気が付いて、「これはいいいな」と、「アイドリングはよそうじゃないか」ということを、我々は地球温暖化防止推進員ということで、今日ここの会議へ参加させていただいているんですが、どういうふうにすればいいのかわ。

県の方から、こうしてください、ああしてくださいという依頼が、今後あると思うんですが、いわゆるアンテナショップといいますが、私は例えば に住んでいて、東信地区あたりのそういうものを県の方へ「こういうことがあります」「ああいうことがあります」、また県の方から「こういう広報活動をしてください」ですとか、そういうことが、いわゆるパイプ役というかわ地域、地域の。この会合もほかで行われているわけですね。駒ヶ根ですとか、そういうところより近くにやっていただいたんでありがたいと思うんです。

現在私が住んでいる 町というところで、焼却場の問題も出ています。そういうことにしても、このゼロエミッションといいますか、要するに廃棄物を少なくさせる3Rの時代に、巨大な焼却場を造ろうとしている自治体なわけです。それも 町、 町、 市と3市町で共同して大きいものを造ろうと。現在出ている廃棄物の量が多いときで45トンなのかな。それを95トン燃焼させるものを造ろうとしている。これはどう考えてもおかしい話なんですけど、そういったことを我々、市の方にいろいろ文句というか提言をしています。

それがどんどん事業が進んでいくんですよ。例えば町の方から、いろいろな防止委員会じゃないんですが、まちづくり委員会みたいなものをつくりまして、実は私は自然エネルギーの方の専門家なもので、エネルギーの話をしてくれと言われて、その会議に行きました。その土地があります。その土地に、もし太陽電池を敷き詰めたとしたら、住民の皆さま、ただで電気が使えるんですよというお話をしたんです。

だからといって、俺たちの町には発電所があるんだから「さあみんな、使え、使え」と言って使ったら当然足りなくなります。もしここに廃棄物の焼却場を造ったとしても、俺たちの町に焼却場があるから「さあ燃やそう」「何だって燃やそう」「これはもう燃やしちゃおうよ」ということをしたら、当然パンクをします。

そこには減らすということがなければ、省エネですとか、廃棄物を減らす、抑制する、それが必要なんですよというお話をさせてもらいました。そしたら、結果的に町長が申しますには、自然エネルギーは費用対効果が無いということで、このお話は無しにしますということになってしまいました。

そして町のホームページで、廃棄物焼却処理を新エネルギーと位置付けて事業を行うのであると。ごみを、石油をぶち込んで、ごみを燃やすことでそれが新エネルギーだという考え方なんです。これは私ども、お話しするあれじゃないんですよ。だからそういったことを訴えさせていただいていいものなのか。それが、我々、温暖化防止推進員の仕事じゃないと言われれば、そうなのかなと思うんです。どうなんでしょう。私どもはこういう、アンテナとして東信地区でこんなことがありますということを、先ほど言いましたように、そういう。

この内容は非常に素晴らしいんです。それもお金がかかっているんですね。どういってお金で、こんな立派なものできたのか。

県 民

これは、条例以外の話をしてもいいんですか。

事 務 局

ただ、今は新エネのお話ですから、私どもの方が言っている再生可能エネルギーの部分と。

今 さんからお話しいただいた、確かにごみ発電とかごみの燃焼からのエネルギーというのを新エネルギーと。新エネルギーというのは石油代替エネルギーということで、広く設けられております。

検討委員会の委員さんに、どういうものをこの条例の中で、再生可能エネルギーとして位置付けていくのかということで、そういう意味についてもご議論いただいております。再生可能エネルギーといのが、先ほど定義してございまして、ごみは嫌だ、こういうご意見がございまして。

ですからこの条例の中では再生可能エネルギーという表現を使っておりまして、新エネルギーの中に位置付けられている一部のエネルギーは除いてある

ということでございまして。新エネルギーというのはどういように定義していくか、あるいはこの再生可能エネルギーというのは私たちの定義として同じ言葉を使っても、違う意味合いを持たせることは可能だと思しますので、そういうことでいろいろご見解があると思います。

ひとつこの、推進員さんとしてお願いしているということが、これからこの条例の推進にもご尽力いただかなければいけないんですけど、それはやはりご自分のご良心に従って活動していただければ結構なので、自分の主義主張を曲げてまで、何とかしてくれという話ではございません。

ただ、やはりご協力をいただいて、地域で活動していただくというのが趣旨でございますので、ぜひご自分の主張のままにやっていただいてもよろしいんじゃないかと思えます。ですから同調できる方と、反対される方といろいろいらっしゃると思えます。それは何をやってもそうだと思いますので、推進員としてご活躍いただければ大変ありがたいと思っています。

ちょっと付け加えさせていただきますが、この条例でございますけれども、今後の予定ということで、皆さまからいただいた意見を整理をいたしまして、宮本委員さんがおいでになります。検討会を通じ環境審議会から検討して答申をいただくと。その答申をいただいた上で、条例案というものを県、いわゆる行政が作成をいたしまして、来年の2月に開会されます2月定例県議会に上程をして議員さんたちにご審議をいただき、成立の暁には、予定では4月1日施行というようなことになろうかと思えますけれども、そんなことで進んでいくと。

そういう中におきましては、今、お手元にあります減CO₂プラン、これと同じような、条例の中身は非常に分かりにくい文章になってしまう部分も多々ありますので、それを分かりやすく解説をしたそういうパンフレットを作成をしまして、これを市町村にも配布し、推進員の皆さんにも当然お示しをしながら、「こういうものができましたよ」という、いわゆる説明会みたいなものも地区、地区で行っていただく必要があるのかなと。

その推進といいますが、いわゆる普及役を担っていただくのが推進員さん方をお願いすることかな。それが啓発とか環境学習とか、そういうところに書かれている内容でございますので、その暁にはまたご協力をいただければありがたいなと思っております。

県 民

はい、ありがとうございました。

県 民

すみません。またいいでしょうか。

この条例の、今こういう策定する準備をしているというお話ですが、これは県でいうと日本全国の県があちこちでこういうことを進めておられるんですか。それとも長野県だけなんでしょうか。

事務局

先ほどもちょっと竹松の方からお話を申し上げましたけれども、私が承知している限り県とか市、それぞれがあるかと思えますが、京都市が条例を一番早く。これは京都議定書、いわゆる開催地であるということからしても、順番からいけば妥当かなという気はしていますけれど。現在、京都府も検討を進めておりまして、それとお隣といえますか大阪府も、条例が可決されております。

従って長野県はそういう意味では3番目ぐらいになると思えますけれども、

各県でもいわゆる温対法と言われる法律の中で、それぞれ各県が計画を策定しなければいけないような状況がございますので、こういう温暖化対策条例というような名前になるかどうかは分かりませんが、いずれにしても温暖化に向けた計画を各県が作らなければならないと。その中で、その計画を要は効果的なものにするためには、ある部分条例等を作って義務付けをお願いするとか、そういうものも必要になってくるということですので、流れとすればそういうものがだんだんできるような形になっていけるのではないかと思います。それから市町村でも、そういうことを考えているところもございます。

県 民

それから、この条例を見ると、県もそういうような事業者も、その中で義務付けなければ、どうしなければならぬというような文章が多いのですが、ある程度半ば強制しているというのか、こういうことを促しているというのか、どう解釈するのかちょっと分からないのですが、最後にそういう計画書を提出されて、それに従っていないところについては名前を出しますとか、そういう勧告を行うとかというようなことがあるんですが、作る側としてはこの条例はある程度どこの企業にとっても義務付けというような、そういう強制力を持つものとして、こういうふうにするということなんでしょうか。それとも何かそういう啓発するというか、そういう意味のものなんでしょうか。

事務局

それではお手元の資料の20ページ、一番最後ですけれども、「 」とか「 」とか「 」とかついた一番最後です。

その欄外、下の方に「 」が義務付け、それから「 」が努力、努力義務というか、要するにそのように努めていただくという内容、それから「 」が協定ということで整理をさせていただいてございます。

従ってその「 」をしてあるところは、この条例に書いてある内容を実践をしていただくという義務があります。それから「 」について、特に県民の皆さまにお願いする「義務」というのはございません。努めていただく。従って要はエネルギーの消費というものも、少なくなるように。例えば車の運転をする場合も、やさしい運転をしていただくというようなことで、それでもいわゆる心得として持っていただく、啓発部門になります。

こうやって見ますと、義務付けというのはそんなに多くないんですね。ただ要綱ですとか条文にしますと、はっきり分かるようにはかかなければいけないので、ボリュームが増えてしまうと。努力する部分というのは、あるマクロという言い方はないですが、そういう部分で何となく読めますので。

ですから体裁とすれば、義務のところは非常に多くなってはいますけど、こうやって表で見ていただくと、そんなにはないというふうには私は思っております。

それからあと言葉の使い方を、提出しなければならないというのは義務です。あるいは公表しなければならないというのは義務。努めなければならないというのは、義務ではなくて努めていただくということですので、いわゆる努力義務という、そこに義務という字はつきましますけれども、それをしなからといって公表するとか、そういう問題ではございません。そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

県 民

はい、ありがとうございました。

事務局 ほかにございますか。

県民 いいですか。

事務局 はい、どうぞ。

県民 直接条例には関係ないかもしれませんが、さっきお話の中で、樹木とCO₂、これはカウントしないということなんですが、どういう理由からなんでしょうか。

事務局 すみません。この減CO₂プランの4ページをご覧くださいと思います。これは上の方に楕円で囲った中に今回目標という赤っぽい色になって、その括弧の中の読点の後ろに、「森林吸収量をカウントしない」、これは県民計画を立てたときに、長野県はやはりもっと厳しい目標を立てるべきではないかということで、皆さんが取り決めたということを知っています。

長野県は、例えば京都議定書で1,300万トンカーボンが日本に決められた数字なんです。100分の1ぐらいになるだろうというと、例えば100万トン以上がCO₂に換算するとたぶん長野県は貢献しているという話になってしまいます。そうするとみんな甘えちゃうんじゃないかということで、長野県だってやはり自分たちの生活の中から出てくる、そういう温室効果ガスの排出削減に前向きに取り組もうという趣旨だったということだそうです。

ですからなぜかというと、たまたま6%というのが京都議定書の目標なんです。中身が違うということで、これの是非というのはちょっと県民計画とかそういう形で、環境審議会にも諮った上で決められておりますので、私がそういう話を聞いたということにしかすぎないのですが、そういったことをご理解いただければと思います。

県民 ちょっとまた話がそれちゃって申し訳ありません。樹木とCO₂といいたいでしょうか、どのくらいの樹木があればどのくらい減るとか、そういう計算というのはあるものなんですか。

事務局 それはいろいろあります。杉20本で何とかとか、そういう試算されているのがあります。それは吸収量、簡単にいいますと、材積、木が大きくなりますよね。木が大きくなった部分は、その半分に水があって、例えば普通、木は水を吸っていますから乾燥させた半分ぐらいが炭素だと言われております。

ですから簡単にカウントはできるのかもしれませんが、吸収量の部分で、私がものすごくラフに計算すると、長野県の木で成長で300万トンとか400万トンのCO₂吸収というのが容易に達成できると出てしまいますので、そうすると6%減らすどころか、木がおつりが来るほど吸っちゃう話になっちゃうんです。そうすると世界的に約束しているものを私たちはやらないと、左うちわでいいのかという問題になってくると思いますので、木が相当大きな貢献度を持っていると言えると思います。

いろいろ必要であれば、またやりますけれども、ほんとにCO₂うんぬんという試算はいろいろなところで出されておりますし、インターネットでも電力会社とかいろいろ林とか森を買ったり、御代田町のところを東京ガスさんが買ったりとか、そういう皆さんはやり始めております。

中部電力さんで、岐阜県の山を持ったりしておりまして、そういう部分にも着目されているのではないかと思いますけれども。逆に、電力会社のホームページをちょっと覗いていただくと、杉20本でいくつとかと出ていると思います。

確たるものはないでしょう。

ただ、国の方は。

日本において、こうですよというのはないんだと思うんです。今、杉20本でどのくらいというのは、たまたまその電力会社さんがそういう算定をしたということであって。

県民 画一的になったわけじゃないんですね。

事務局 だから同一的にこうだと、はっきりしたものがないというふうに私も聞いております。

県民 だからだめですね。否定できないですね。要はあるからいいということは。

事務局 従って環境審議会の中でも、この検討会の高木委員長さん、やはり環境審議会の委員さんからもそういう質問がございまして、高木委員長さんの方からこの国の - 6%を決めたときの、 - 3.9という数字というのは、いわゆる政治的、国際的な中での政治的に決まった数字であって、実際どのくらいか計算式にあって出たものではないというふうに、高木委員長さんもかなりそういう意味では と思います。

そういう説明をされておりましたので、確たるものはないということでございます。それだったら竹松が言いましたように、長野県とすれば森林が非常に多いため、それでもカウントすれば非常に楽にCO₂削減を達成できるんだけど、県民とすればより上の、高いレベルを狙っていこうということで、県民計画を策定するときに除いたという経過がまずございますので、それを踏襲しているということでございます。

県民 雑談ぽくなると、これはやっぱり今の経済成長していくときには、しっかりしておかないと困りますね、これはね。特に中国、向こうの方の問題が。これが一番ですよ。いくら日本がやったって、そっちの方でどんどん使ってもらったんじゃ話しにならないです。

だからアメリカなんかも経済考えているから参加してこないんだよね。

だね、考えていることは。だけどそういうことを思うと、世界的規模で考えるとほんとはいけないんだけど、残念ながらそうしたくないですね。やっぱり惨めな思いをして初めて気が付くかというところに、しょうがない気はしますけど。どうも悲観的な後ろ向きになっちゃうんだけど。

宮本委員 ほんとにごもつともなご意見だと思います。アメリカが議定書に調印しなかったように中国とか、本当にやってほしいところ、大量にCO₂を排出しているところが参加していないということは、ほんとに残念なことです。

県 民

矛盾ですよ。

宮本委員

だけど、ほんとに今、地球温暖化が進んでいるのかな。異常気象を見ても、アメリカにハリケーンが・・・そういう言い方はいけないのかもしれませんが、そんなこともちょっと考えてしまうほど何か腹立たしい部分があります。また・・・。

県 民

気持ちとしては、確かにね。

宮本委員

はい。私のほうも、まだここに来てくださっている方はほんとに真剣に考えていただいている方だと思います。私ども県民のほとんどの者は、まだ危機感を持ってはまだないと思います。ですからぜひここに来ていただいた方々からも、発信していただいて、この条例は私ども委員だけのものではございませんので、みんなで作っていきたいと思っておりますので、貴重なご意見をこれからもぜひお願いしたいと思います。

県 民

今日一番 と努力目標というか、こういうのを見ていると、義務付けは確かに 、あとのものは50年、100年、これからの問題だね。今の人たちに無理だね。だからこれはもう、長期に渡って考えを変えていかないと、今のバブルの影響を受けてしまった人たちが、これからこれを持っていくということは、かなり大変な取り組みを、こういうことをやろうとしている大変さがあるよね。だからもう中国の 教育じゃないけど、教育から変えていかないと、これからはだめですね。生きていけない気がする。

事務局

そんなこともありまして、この条例の順番も委員さん方から強い要請がございまして、2番目として皆さんにお願いするのなら県として何をやるのか、それを先にうたわなければいけないんじゃないかということで、第2章で県のやることを書くと。3つ目には、やっぱり教育が大事だということで、啓発の教育のことについて第3章で。

それで個々の方にはお願いするのは、その後を持ってきたという経過、流れになっておりますので、委員さん方からも同様のご意見をいただいております。

県 民

長期計画でやらなければいけない、その初めの第一歩として、やはり皆さんのたたき台で、非常にいいことだと思います。

事務局

それと一点お断りといいますが、覚えておいていただければありがたいと思うんですが、委員さんいらっしゃいますが。これが要綱ということで、非常に分かりやすい形で記載をさせていただいております。ただ先ほどご意見もございましたけれども、非常に難しい部分もありますけれど、ただ条例ということになりますと、森づくり条例ですとか、あるいは県の環境基本条例というのがございます。

そういうものとの絡みの中で、これがそっくり条例に移行すると、そういうのが一番いいんですが、これは法制当局ともこれから詰める中で、例えば環境基本条例に載っているものは、温暖化条例にはそっくりそのまま載せないというような状況も考えられます。

ただ分かりやすくするためには、これそっくりな表現にしたいんですが、事務局とすればそういう方向で折衝はしていきたいと思っておりますが、場合によりますと若干変わるといふか、ある部分抜けてしまうような部分が出てくるかもしれません。

ほんとはそういうときは、この部分は環境基本条例第何条の規定によるとか、そういうものを書けば一番いいんでしょうけど。

県 民

そうすると、同じこういうことを見る場合には、そういうあらゆる幾つかのものを見ないと、全体はつかめないということですね。別に重複したものはないわけでしょ。どこかにあるものは除くと。全体を通じて1つのものになると、全部見渡さないとだめだということですね。

事務局

日本の法体系というのはそうなっております、なるべく無駄を省くという、それこそ無駄を省くという形になっておりますので。

条例は分かりづらいので、多分条例を作ってもそういう解説書とかパンフレットを作って、その中では全部きちんと皆さんに理解していただくようにはする予定ではあります。ですからとにかく法令って難しく、回りくどくて訳が分かりませんけれど、そういった部分についてはきちんと分かりやすいように、理解していただくように、そういう作業はさせていただきます。

県 民

ですからそうですね、こういうものは重複しているから抜けているかもしれない。こういうところでもってあらゆる物はすべて入っていると。要するにここにはない大事なものは入れておくと。なければいいかもしれませんね。

事務局

それはやらさせていただきます。

県 民

この方が、実際にはこれで見えやうの方が分かりやすいかもしれませんね。

事務局

ええ。イメージして取り組んでいただきやすいように、任せてください。

またそれも、ただいま予算を要求中でございますので、これが可決されればできるということです。

ほかに、まだ15分ほど時間がございますが、何かあればぜひ。よろしいですか。

宮本委員

いいですか。

事務局

はい。

宮本委員

いろいろ、貴重なご意見をいただき、ご指摘いただいたり、おしかりいただいたりありがとうございました。私ども委員が、このことをきちんと把握した上で、十分検討させていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

事務局

大体、この会場での質疑応答は出尽くしたという感じですが、意見につきましては12月2日まで、この要綱に対するパブリックコメントというのを県で募集しておりますので、ここで言い尽くせなかったことがある場合とか、あるいは新たに後日もっと言いたいことが出てきたといったような場合には、ぜひそういったパブリックコメント等をお寄せいただいで、またその条例のほうに反映させていきたいと思っておりますので、皆さんよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は長時間に渡りまして、説明会に参加していただきましてありがとうございました。これにて終了させていただきます。

ありがとうございました。

(議事録中の 部分は確認できなかった部分です。)